# 振り込め詐欺救済法への対応について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が平成２０年６月２１日より施行されました。この法律は、振り込め詐欺等の被害にあった被害者を救済する観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還手続き等について定めた法律です。

当金庫では、同法の施行を受け、下記のフリーダイヤルで、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたしております。

（フリーダイヤル）　０１２０－５４０（ゴヨーワ）－４８９（シンキンバンク）

（受付時間）　月曜日 ～ 金曜日（金融機関休業日を除く）

９：００ ～ １７：００

杜の都信用金庫は、振り込め詐欺等の被害発生防止並びに被害者救済に取り組んでまいります。

**預金保険機構が行う公告について**

下記にて確認できます。

**預金保険機構ホームページ**

http://www.furikomesagi.dic.go.jp/

以　上